

幸手市高齢者・障害者 地域見守り支援ネットワーク

支援が必要な状態であるにも関わらず、支援につながっていない人をできるだけ早く発見し、支援につなげるとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域住民・民間事業者・そのほか関係事業者および行政が連携して「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築しています。

介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者、警察、医療機関、民生委員、商工会、社会福祉協議会、金融機関、高齢者健康体操自主グループなど132の機関にご登録いただき、それぞれの業務や活動の中でネットワーク活動にご協力いただいています。

ネットワーク登録機関の目印です▶



全体会を開催しました



◀全体会の様子

2月4日(水)ウェルス幸手で各関係機関から89人が参加し、全体会を開催しました。

平成26年度のネットワークの実績を報告するとともに、「見守り活動のポイント」をテーマに研修を実施し、見守り活動に対する意識を互いに高め合いました。

みなさんも気軽な気持ちで温かいつながりを作っていきましょう

顔を合わせたときに、あいさつをするなど、日常生活の中で、ごく当たり前に行っているお付き合いを通じて、地域の中で見守り合う温かいつながりを作っていきましょう。

【見守りのポイント】

～さりげない見守りを心がけましょう～

- 最近、顔色が悪く、痩せてきた気がする
 - 顔や腕などに不自然なあざが多くなった
 - 家の中から大声でどなる声が聞こえる
 - 服装が不自然なまま外出している
 - 夜になっても家に明かりが点かない
 - 郵便物や新聞が郵便受けに溜まっている
 - 以前されていた庭の手入れがされなくなった
 - 見慣れない人が家に入出入りするようになった
 - 空腹を頻繁に訴えたり食事を摂っていないようだ
- など

【気になる高齢者・障がい者の情報連絡先】

～障がい者～

- 幸手市障害者虐待防止センター(社会福祉課内)
☎(42)8435・FAX(43)5600

～高齢者～

- 幸手東地域包括支援センター(ウェルス幸手内)
☎(53)6151・FAX(53)6160
担当地域：権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区
- 幸手西地域包括支援センター(旧香日向小学校内)
☎(40)3443・FAX(44)0870
担当地域：幸手・行幸・長倉・上高野小学校区
- 幸手市高齢者・障害者地域見守り
支援ネットワーク事務局(介護福祉課内)
☎(42)8438・FAX(40)3008

交通事故^{ゼロ}を目指して

問合せ 防災安全課 ☎(43) 1111 内線 583・FAX(43) 7656

生活道路の安全対策を実施しています

市では、県警と一体となり、通過交通と自動車走行速度の抑制や交通事故危険性の排除を目的とし、平成26年度は、下川崎・松石地区において、30km/hの速度制限や標識・路面標示などの交通事故防止対策を一体的に行っています(3月中に完了し、速度制限などが行われる予定です)。

区域内を車で通行する際には、ドライバーのみなさんは、歩行者や自転車に十分配慮し、安全運転の徹底をお願いします。



さっちゃんが交通安全広報大使に

幸手警察署では、平成27年の交通事故防止活動をより効果的に推進するため、幸手市のマスコットキャラクターさっちゃんを交通安全広報大使に委嘱しました。

今後、交通安全広報大使として、年間を通じ交通安全運動や街頭広報活動などの陣頭に立っていただくことで、市民のみなさんの交通安全への機運をさらに高め、交通事故の抑止につなげていきます。



ランドセルカバーの寄贈を受けました

2月17日(火)幸手地方交通安全協会から、市教育委員会にランドセルカバーが寄贈されました。このランドセルカバーは、平成27年度の新入学児童に配布されます。



交通事故^{ゼロ}校表彰

2月13日(金)平成26年の1年間、交通事故がゼロであった幸手小学校、権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校、行幸小学校、上高野小学校の6校が、市と幸手警察署から表彰されました。



私たちの国では、すべての人が、いずれかの健康保険制度に加入しなければなりません。これを「国民皆保険制度」といいます。

市が運営している国民健康保険への加入や脱退をするためには、ご自分で手続きをする必要があります。

会社を退職するなど、それまで加入していた健康保険(社会保険など)を脱退した人は、ご自分や世帯主の人が手続きをしないと、国民健康保

国民健康保険の 加入・脱退手続きは お済みですか？

手続きは 14 日以内に
ご自分で行う必要があります

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 143、144
FAX(43) 1125

険に加入することはできません。

また、加入の手続きが遅れた場合は、会社の健康保険を脱退した日までのぼって国民健康保険税を納めていただく必要があります。

一方、これまで国民健康保険に加入していた人が、就職や扶養認定など、ほかの健康保険に加入した場合も、ご自分や世帯主の人が手続きをしないと、国民健康保険を脱退することはできません。

脱退手続きが遅れた場合、国民健康保険に二重加入となり、国民健康保険の被保険者証で医療機関に受診してしまった場合には、医療費を返還していただくことになります。

この機会に、ご自分が加入している健康保険を良く確認し、どこの健康保険にも加入していない無保険状態ではないか、国民健康保険との二重加入となっていないか、再度チェックしてみてください。

※国民健康保険への加入や脱退の手続き方法などの詳細については、お問い合わせください。